明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　一

〔府令・省令〕

○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一一）　九

〔告　示〕

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通七四二）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　奈

地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　六六

会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第五十二号

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二号）の施行に伴い、並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項及び第六条第八項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条第一項の規定に基づき、食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年七月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三